

○合志市訪問入浴サービス事業実施要綱

平成18年12月12日

告示第151号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）を実施し、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、合志市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、事業の実施に当たって、事業を適切に運営することができるもの（以下「事業者」という。）に事業の実施を委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市内に居住している者で、居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な身体障害者で、医師が入浴可能と認めた者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問入浴介護を受けることができない者とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭及び洗髪等
- (2) 血圧、脈はく及び体温等の測定による健康管理
- (3) 健康相談、助言指導及びその他必要な処置

2 入浴の回数は、対象者の希望により週3回までとする。ただし、特に必要と市長が認める者についてはこの限りではない。

(申請)

第5条 訪問入浴サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訪問入浴サービス利用申請書（様式第1号）とともに訪問入浴サービス利用診断書（様式第2号）及び訪問入浴サービス利用誓約書（様式第3号）を添付して利用を希望する7日前までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の訪問入浴サービス利用申請書を受理したときは、その内容を審査し、派

遣の可否を決定して、訪問入浴サービス決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するとともに、訪問入浴サービス利用者名簿（様式第5号）に記録するものとする。

3 前項の規定により決定したサービスの有効期間は、利用決定を行った日から1年以内で市長が定める期間とする。

（届出の義務）

第6条 前条第2項による決定の通知を受けた者又はその家族（以下「利用者等」という。）は、利用者等の状況に変更が生じた場合、訪問入浴サービス利用状況変更届（様式第6号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（入浴の停止又は廃止）

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの利用を停止又は廃止することができる。

- (1) 入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 第11条第1項各号のいずれかに反する行為があったとき。
- (3) 事業実施上支障のある行為があったとき。
- (4) 死亡、転出又は病院に入院し、若しくは施設に入所したとき。
- (5) その他訪問入浴サービスの必要がなくなったと認められるとき。

2 市長は前項の規定により、入浴を停止又は廃止した場合は、訪問入浴サービス利用停止（廃止）通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（事業費の支給及び利用料）

第8条 市長は、別表に定めるところにより、事業に要する経費（以下「事業費」という。）のうち、利用者が事業者に支払う利用料を除いた額を支給する。

2 利用者等は、利用料として事業費の1割の額を事業者に支払うものとする。

（事業費の代理受領）

第9条 利用者が事業者からサービスの提供を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、事業費として市長が支給すべき額を、利用者等の委任に基づき、利用者等の代わりに事業者が支払いを受けることができる。

（利用料の免除）

第10条 市長は利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、第8条第2項に規定する利用料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯
- (2) 世帯主及び世帯員の申請時の市町村民税が非課税である世帯

2 前項第2号に規定する世帯の範囲については、利用者が障害者である場合については当該障害者及び配偶者とし、利用者が障害児である場合については、当該障害児を含めた同一世帯全員とする。ただし、当該障害児の保護者が障害者である場合は、当該障害児の保護者及び配偶者とする。

(遵守事項)

第11条 利用者等は、入浴に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、独居等で付添人がいない場合はこの限りではない。

- (1) 入浴をするときは、1名以上の付添人を付け入浴に立会うこと。
- (2) 入浴する者は、入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人がこれを確認すること。
- (3) 係員の指示に従うこと。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務態勢、職務環境、訪問手段等を定めておかなければならない。

3 事業者は従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者はサービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等関係者に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、従業者、会計、利用者へのサービスの提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業者及び従事者等関係者は正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する情報を漏らしてはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(合志市訪問入浴サービス事業運営要綱の廃止)

2 合志市訪問入浴サービス事業運営要綱（平成18年合志市告示第60号）は廃止する。

(委託業者の特例)

3 平成18年9月30日までに、合志市訪問入浴サービス事業運営要綱（平成18年合志市告示第60号）に基づき、市と委託契約を締結している業者については、平成18年10月以降も委託契約しているものとみなす。

(経過措置)

4 この要綱の施行の際、現に廃止前の合志市訪問入浴サービス事業運営要綱（平成18年合志市告示第60号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成22年告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第36号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第39号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（省略）

様式（省略）